

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

**【概要】**

施設名	医療法人相生会 相生病院
所在地	〒544-0024 大阪府大阪市生野区生野西 3-2-5
開設者	理事長 中村 陽一
管理者	院長 清水 泰夫

**【標榜時間】**

診療時間	9：00～12：00 / 14：00～17：00 ※土曜日は午前のみ診療あり
受付時間	8：45～11：30 / 13：30～16：30 ※土曜日は午前のみ診療あり
診療日	月曜日～土曜日

**【入院基本料について】**

地域一般入院料3（看護職員配置15対1）、療養病棟入院基本料1（看護職員配置20対1）の届出を行っております。

- （1）地域一般入院料3(2階)は、1日に10名以上の看護職員、8名以上の看護補助者を配置しています。
- （2）療養病棟入院基本料1(3階、4階)は、1日に12名以上の看護職員、12名以上の看護補助者を配置しています。

なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟の掲示をご参照ください。

**【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について】**

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨、お申し出ください。

**【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について】**

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

【入院食事療養費について】

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づいて、ご入院中は管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8 時・昼食 12 時・夕食 18 時）適温で提供しています。

70 歳未満	70 歳以上の高齢者	標準負担額(1 食当たり)(1 日 3 食を限度)	
一般	一般	510 円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110 円	
低所得者に該当しない 指定難病患者	低所得Ⅰ・Ⅱに該当し ない指定難病患者	300 円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者あるいは、高齢福祉年金受給権者

【当院は近畿厚生局長に下記の届出を行っております。】

■ 基本診療料

- ・機能強化加算（初診料）
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・地域一般入院基本料 3
- ・看護配置加算
  - 夜間看護体制加算
- ・療養病棟入院基本料 1
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・在宅復帰機能強化加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助加算 2
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・難病患者東入院診療加算
- ・療養病棟環境改善加算
- ・感染対策向上加算 3
  - 連携強化加算
  - サーベイランス強化加算
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算 1
- ・入院時食事療養（Ⅰ）/生活療養（Ⅰ）

■ 特掲診療料

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・薬剤管理指導料
- ・在宅療養支援病院 2
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅医療情報連携加算
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・輸血管理料 2
  - 輸血適正使用加算
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料（Ⅰ8）
- ・看護職員処遇改善評価

**【保険外併用療養費・保険外負担について】**

保険外併用療養費及び保険外負担に係る費用は以下の通りです。

**■室料差額**

部屋人数	部屋番号	1日当たりの料金
1人	205号室 206号室 216号室	5,500円
1人	305号室 306号室 315号室 316号室 405号室 406号室 415号室 416号室 417号室	3,300円
2人	307号室 308号室 310号室 311号室 401号室 402号室 407号室 408号室 410号室 411号室	2,200円

**【保険外併用療養費・保険外負担について】****■文書料金 ■その他****種類料金**

種類	料金
領収証明書(6カ月分)	1,100円
死亡診断書(2通目)	3,300円
交通事故診断書	3,300円
生命保険用診断書	3,300円
オムツ使用証明書	3,300円
死亡診断書(1通目)	5,500円

**【機能強化加算について】**

「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を初診時に算定しております。必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介いたします。他院処方を把握・管理し、診療録に記載いたします。健康診断の結果等の健康管理について相談に応じます。

保健・福祉サービスについて相談に応じます。時間外や緊急時の対応方法について相談に応じます。

**【診療情報取得加算について】**

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、

その情報を活用して診療を行うこととなります。正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用頂きますよう、ご理解・ご協力お願いいたします。

### 【医療 DX 推進体制の整備について】

医療 DX 推進体制について以下の通り対応を行っております。

- 1) オンライン請求を行っております。
- 2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- 4) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声がけ・ポスター掲示を行っております。
- 5) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、病院内の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示致します。
- 6) 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。  
(今度導入予定です)

### 【感染対策向上加算について】

病院感染を予防することにより、質の高い医療を提供することができます。当院では、医師・看護師をはじめ、各職種が協力して病院感染、職業感染の防止に努めるための組織・体制を構築しています。また、研修会を実施し、個々の職員が病院感染防止のための努力を誠実に遂行致します。

### 【後発医薬品使用体制について】

後発品薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を設備しております。尚、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたっては、十分に説明したうえで処方いたします。ご不明な点やご心配なことなどがありましたら担当医師等、当院職員までご相談ください。

### 【一般名処方加算について】

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

令和 6 年 10 月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額 4 分の 1 を患者様が負担する仕組みが導入されます。

※一般処方名とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### 【生活習慣病管理料について】

2024年6月の診療報酬改定により、高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療で通院中の患者様は、これまでの「特定疾患療養管理料」から、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することになりました。

この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に署名していただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

窓口負担額は診療内容により変わりますので、検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。また、当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



医療法人 相生会

**相生病院**

aioiHOSPITAL